

○苫小牧市水道事業給水条例施行規則

昭和36年6月9日

規則第22号

[昭和27年2月19日規則第2号苫小牧市水道使用条例施行規則を全文改正]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 苫小牧市水道事業給水条例(昭和35年条例第23号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

第2章 給水装置の新設等

(給水装置の新設等の手続)

第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、給水装置新設等承認申請書により市長に申請しなければならない。

第3条 削除

(加入金に関する特例)

第4条 条例第5条第1項に規定する水道利用加入金(以下「加入金」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときには徴収しない。

- (1) 臨時の用に供するために給水装置の新設をするとき。
- (2) 既存の給水装置の撤去をした者が、その後3月以内(市長が必要と認めるときは、別に定める期間内)に給水装置の新設をするとき。ただし、新設する給水装置の水道メーター(以下「メーター」という。)の口径が撤去した給水装置のメーターの口径を超える場合を除く。

2 前項第2号ただし書の規定に該当する場合においては、新設する給水装置のメーターの口径に係る加入金の額と撤去した給水装置のメーターの口径に係る加入金の額との差額を加入金として徴収する。

第5条 給水装置の新設又はメーターの口径の増径を伴う改造に係る第2条の規定による申請(以下「新設等の申請」という。)後、設計変更によりメーターの口径を増径するときは、設計変更後のメーターの口径に係る加入金の額と設計変更前のメーターの口径

に係る加入金の額との差額を徴収する。

(加入金の還付)

第6条 既納の加入金（新設等の申請の際に納入した加入金をいう。以下同じ。）は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。

- (1) 新設等の申請を取り消し、又は条例第4条第1項の承認を受けた者が当該承認を受けた新設等に関する給水装置工事を取り止めたとき 既納の加入金の全額
- (2) 新設等の申請に係るメーターの口径を設計変更により減じるとき 既納の加入金の額と設計変更後のメーターの口径に係る加入金の額との差額
- (3) 給水装置の新設に関する給水装置工事の完成後3月以内（市長が必要と認めるときは、別に定める期間内）に、当該給水装置の所有者の他に所有する既存の給水装置を撤去したとき 撤去した給水装置のメーターの口径に係る加入金に相当する額（その額が当該新設に係る既納の加入金の額を超えるときは、当該新設に係る既納の加入金の額）

(給水装置工事の市費負担)

第7条 条例第6条ただし書の規定により、給水装置が行政上又は公益上特に必要があると市長が認めたときは、その費用は、市の負担とする。

(給水装置の修繕の報告)

第8条 指定給水装置工事事業者は、各月に完了した給水装置の修繕（破損した給水管、給水栓及び水抜栓を原形に修復するものであって、条例第7条第1項に規定する軽微な変更には該当しないものをいう。）に関する給水装置工事について、その種別、件数その他市長が必要と認める事項を翌月の5日までに市長に報告しなければならない。

(設計審査及び完成検査の手続等)

第9条 条例第7条第2項の設計の審査及び同条第3項の検査を受けようとする者は、第2条の申請書に当該給水装置工事に係る図書を添えなければならない。

- 2 前項の給水装置工事が完成したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出るとともに、市長が指定する期日までに当該給水装置工事の完成状況を表示する図面を市長に提出しな

なければならない。

(給水装置の構造及び材質の指定)

第10条 市長は、条例第8条第1項の規定により給水装置の構造及び材質を指定したときは、これを告示するものとする。

(工事費の算出)

第11条 条例第9条に規定する工事費は、適正な原価計算に基づき算出しなければならない。

(給水装置工事の工事費の納入)

第12条 条例第10条第1項に規定する工事申込者は、給水装置工事の工事費の納入通知を受けた日から30日以内に当該工事費を納入しなければならない。

2 前項の工事申込者が同項に規定する期間内に同項の工事費を納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(新設工事費の分納)

第13条 条例第10条第3項の規定により新設に関する給水装置工事の工事費(以下「新設工事費」という。)を分納しようとする者は、分納承認願を提出して市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長が必要と認めた者については、連帯保証人を定めさせることができる。

2 前項の規定により、分納の承認を受けた者は、当該承認を受けた日から10日以内に新設工事費の3分の1以上の額(以下「前納額」という。)を納入し、残金は当該工事完成前に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。

(分納による工事の施行)

第14条 前条第1項の規定により分納の承認を受けた者の申込みに係る給水装置工事は、前納額納入後に施行するものとする。

(使用廃止等の場合の分納未納額の徴収)

第15条 分納額の完納前に使用廃止、又は給水装置の所有権が移転した場合は、残額を一時に徴収する。

(工事費未納の場合の処分)

第16条 条例第12条第1項の工事費を指定期限内に納入しないときは、その給水装置を撤去し、諸材料を売却処分して未納工事費に充当し、過不足あるときは、これを還付又は追徴する。

(給水装置の分岐)

第17条 他人の給水装置から分岐して給水を請求したときの本管加工費は、分岐装置者の負担とする。

(給水装置工事の施行箇所の原状回復)

第18条 給水装置工事の施行上、家屋、庭園その他工作物に施工した場合において、市は、必要と認める補修をするほか、これを原状に復する責めを負わない。

(修繕費の市費負担)

第19条 給水装置工事の完成後1年以内に生じたその給水装置の故障が、明らかに市の施行上の責任と認められるときは、条例第22条第2項ただし書の規定により、市においてその費用を負担とする。

第3章 給水

第20条 削除

(メーターの貸与)

第21条 メーターの借用者は、所定の保管証を提出しなければならない。

(メーターの管理)

第22条 メーターは、常に清潔に保管し、点検又は修理に支障となる物件を置いてはならない。

2 前項の規定に反した場合は、市長は、当該物件の撤去を命じることができる。

3 前項の命令に従わない場合は、市においてこれを撤去し、又はメーターの位置を変更し、その費用は、水道使用者、管理人又は給水装置の所有者の負担とする。

(私設消火栓の使用の承認)

第23条 私設消火栓を消防演習その他の消防以外の用途に使用するときは、使用者は、その前日までに市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、給水事情等により前項の使用を承認せず、又は使用時間を制限することができ

る。

(汚染又は漏水の報告)

第24条 指定給水装置工事事業者は、第8条に規定する給水装置工事に係る給水装置について水の汚染又は漏水があるときは、同条の規定にかかわらず、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(市が行なう船舶給水)

第25条 船舶給水において、市から直接給水を受けようとする場合、給水を受けようとする者は、申請書を提出して、水道係員の指示を受けなければならない。

(船舶給水業者資格)

第26条 船舶給水業を営むことができる者は、船舶給水装置を完備し又は完備することができる者であつて、かつ、市長が適当と認めた者に限る。

(船舶給水業者が定める規程)

第27条 船舶給水業者は、船舶用水供給規程を定め、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同じである。

2 市長は、前項の規程が適当でないとき、変更させることができる。

(船舶給水業者に対する諸書類の閲覧、調査)

第28条 船舶給水業者に対し、市長は、必要があると認めた場合は、給水に関する諸書類を閲覧し、又は必要事項の調査書を提出させることができる。

第4章 水道料金及び手数料

(規則で定める使用日数等)

第29条 条例第28条第1項の規則で定める使用日数又は使用水量以下であるときは、専用給水装置の使用日数が25日以下で、かつ、使用水量が給水装置の用途の区分に応じ、次に定める水量以下であるときとする。

- (1) 家事用 4立方メートル
- (2) 業務用又は臨時用 5立方メートル
- (3) 浴場用 50立方メートル

2 条例第28条第1項に規定する場合で、水道の使用を開始した日から最初の定例日までの

期間又は最後の定例日の翌日から水道の使用をやめ、又は中止した日までの期間が1箇月7日以上1箇月25日以下であるときの前項の規定の適用については、当該期間内の使用日数のうち1箇月を超える日数を水道の使用を開始し、又はやめ、若しくは中止した月（以下「使用開始月等」という。）の使用日数とし、当該期間内の使用水量の3分の1の水量を使用開始月等の使用水量とする。

（用途区分）

第30条 条例別表第2号の用途区分の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 家事用 家事に用いるもの
- (2) 浴場用 入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制を受ける公衆浴場に用いるもの
- (3) 臨時用 工事その他臨時に用いるもの
- (4) 演習用 消防演習その他市長が許可した場合に用いるもの
- (5) 業務用 前各号に属さないもの

（手数料の還付）

第31条 既納の手数料（条例第31条から第33条までに規定する手数料をいう。以下同じ。）

は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる手数料の全額を還付する。

- (1) 条例第7条第2項の設計の審査を開始する前に第2条の規定による申請を取り下げた場合 設計審査手数料及び完成検査手数料
- (2) 条例第4条第1項の承認を受けた新設等に関する給水装置工事を取り止めた場合 完成検査手数料
- (3) 条例第41条第1項の検査を受けること又は同条第2項の検査を行うことを止めた場合 貯水槽水道検査手数料

第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査）

第32条 条例第41条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

- (2) 有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講じること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。
- 2 条例第41条第2項に規定する管理の状況に関する検査は、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味並びに残留塩素の有無について行うものとする。

第6章 雑則

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第33条 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、指定給水装置工事事業者証を交付するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により交付を受けた指定給水装置工事事業者証を事務所又は営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(申請書等の様式)

第34条 この規則の規定による申請、届出その他の手続等に必要な書類の様式は、別に定め、告示するものとする。

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（以下「新規則」という。）の施行前に旧規則の規定によつてされた行為は、新規則の相当規定によつてされたものとみなす。

附 則（昭和40年4月8日規則第6号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第12号改正）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第12号改正）

1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に承認された新設工事費の分納については、第12条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月2日規則第13号改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月8日規則第4号改正）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月29日規則第25号改正）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第8号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第14号改正）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第45号改正）

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月2日規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第4号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。